

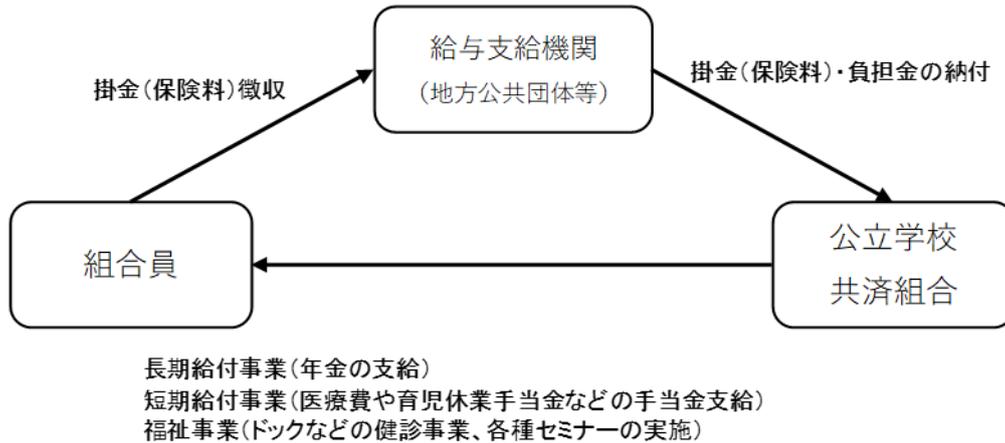
## 第8章 掛金（保険料）と負担金

### 第1節 概要

公立学校共済組合が行っている事業（長期給付事業、短期給付事業及び福祉事業）に必要な費用は、

- ・組合員本人が負担する掛金（保険料）
- ・事業主である地方公共団体等が負担する負担金（以下「負担金」という。）

により賄われています。事業別の掛金（保険料）及び負担金の種類等については、次のとおりです。



#### 1 長期給付事業

組合員の退職後の生活や死亡した組合員の遺族の生活の安定を図ることを目的とした年金の支給事業を行っています。短期組合員は対象外です。

掛金（保険料）と負担金の種類

- a. 退職等年金給付
- b. 厚生年金保険料
- c. 基礎年金拠出金
- d. 公務等給付負担金
- e. 追加費用負担金

#### 2 短期給付事業及び福祉事業

短期給付事業においては、組合員及び被扶養者の安定した生活のために公務によらない病気、負傷、出産、死亡、欠勤、災害時の事故に対して給付を行い、福祉事業では、組合員及び被扶養者の福祉の向上、健康の増進のためにドックなどの事業を行っています。

掛金（保険料）と負担金の種類

- f. 短期 ※福祉掛金を含む
- g. 育児介護休業公的負担金
- h. 特定健診負担金

#### 3 介護保険制度

加齢に伴い要介護状態となった者が、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを行うことを目的としています。

掛金（保険料）と負担金の種類

- i. 介護

#### 4 子ども・子育て支援

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世代を全世代・全経済主体が支える分かち合い・連帯の仕組みです。

掛金（保険料）と負担金の種類

- j. 子ども・子育て支援
- k. 子ども・子育て拠出金

## 5 共済業務に係る費用

共済組合における諸経費は、地方公共団体が負担することとなっています。

負担金の種類

- l. 事務費      m. 組合役職員の事務費負担金

## 事業別掛金（保険料）及び負担金一覧表

事業等	種類	区分	掛金（保険料） 本人負担	負担金 事業主負担
長期給付事業 （年金）	a 退職等年金給付	例月給与 期末勤勉	○	○
	b 厚生年金保険料	例月給与 期末勤勉	○	○
	c 基礎年金拠出金	例月給与 期末勤勉		○
	d 公務等給付負担金	例月給与 期末勤勉		○
	e 追加費用負担金	その他		○
短期給付事業及び 福祉事業 （医療費・ドック）	f 短期（福祉掛金を含む）	例月給与 期末勤勉	○	○
	g 育児介護休業公的負担金	例月給与 期末勤勉		○
	h 特定健診負担金	その他		○
介護保険制度	i 介護	例月給与 期末勤勉	○	○
子ども・子育て 支援	j 子ども・子育て支援	例月給与 期末勤勉	○	○
	k 子ども・子育て拠出金	例月給与 期末勤勉		○
共済業務 にかかる費用	l 事務費	例月給与		○
	m 組合役職員の事務費負担金	その他		○

※ 長期給付事業及び子ども・子育て拠出金については、一般組合員についてのみ対象となり、短期組合員は対象外となります。

## 第2節 掛金(保険料)

掛金(保険料)は、例月給与及び期末手当等にかかる掛金(保険料)の2種類となります。なお、掛金は月単位での納付となるため、掛金(保険料)を日割り計算することはありません。

### 1 計算方法

#### (1) 例月給与にかかる掛金(保険料)

掛金(保険料) = 標準報酬月額 × 掛金(保険料)率 (円未満切捨て)

※ 標準報酬月額については 第9章 標準報酬(9-1頁～)を参照

#### (2) 期末手当等にかかる掛金(保険料)

掛金(保険料) = 標準期末手当等額 × 掛金(保険料)率 (円未満切捨て)

※ 標準期末手当等額は、期末手当等の支給合計額の千円未満を切捨てた額となります。

(第9章 標準報酬(9-34頁)を参照)

※ 掛金(保険料)率については、通知及びホームページでご確認ください。

### 2 納付方法

#### (1) 例月給与等からの控除(通常の場合)

給与支給機関が、例月給与又は期末手当等から該当する掛金(保険料)を控除し、組合員に代わって公立学校共済組合に納付します。

#### (2) 払込書による支払い(控除不能の場合)

休職、中途採用等の理由で納付すべき掛金(保険料)額が例月給与等の支給額を上回り控除できなかった場合は、組合員本人が公立学校共済組合から送付される払込書により、福岡銀行の窓口で当該掛金(保険料)を払い込むこととなります。

また、無給休職等のうち、公立学校共済組合の手当金(傷病手当金など)を請求する場合、手当金からの控除もできます。その場合、福岡支部総務係(092-643-3868)へ掛金控除依頼書(※貸付がある場合は、貸付金等控除依頼書も併せて)の請求の連絡をしてください。

第3節 負担金

給与支給機関が負担することとなっている共済組合の費用を負担金といいます。給与支給機関の区分ごとの負担は一覧のとおりです。

区分	種類	事業主						
		福岡県			大学		政令市 ・ 公立 中高	共済
		通常	派遣 団体	職員 団体	大学	所管課		
期末勤勉 例月給与	a 退職等年金給付	○	○	○	○		○	○
	b 厚生年金保険料	○	○	○	○		○	○
	c 基礎年金拠出金	○				○	○	○
	d 公務等給付負担金	○			○		○	○
	f 短期(福祉掛金を含む)	○	○	○	○		○	○
	g 育児介護休業 公的負担金	○			○		○	○
	i 介護	○	○	○	○		○	○
	j 子ども・子育て支援	○	○	○	○		○	○
	k 子ども・子育て拠出金		○	○	○			○
	l 事務費 ※例月給与のみ	○				○	○	
その他	e 追加費用負担金	○				○	○	○
	h 特定健診負担金	○				○	○	○

※ ○…負担する。

## 1 例月給与・期末勤勉にかかる負担金の計算方法

### (1) 厚生年金保険料事業主負担…b

#### ①例月給与にかかる負担金の場合

標準報酬月額<sup>の総額</sup> × 保険料率 (全体) - 厚生年金保険料 (個人負担分) の総和  
(円未満切捨て)

#### ②期末手当等にかかる負担金の場合

標準期末手当等額<sup>の総額</sup> × 保険料率 (全体) - 厚生年金保険料 (個人負担分) の総和  
(円未満切捨て)

### (2) 事務費負担金…1

事務費負担金の月額 × 組合員数 ※例月給与のみ

### (3) 上記 (1)、(2) 以外の負担金…a, c, d, f, g, i, j, k

標準報酬月額<sup>の総額</sup> × 負担金率 (円未満切捨て)

標準期末手当等額<sup>の総額</sup> × 負担金率 (円未満切捨て)

※標準報酬月額の総額による算出が例月給与システム上困難な場合は、個人毎に負担金を算出することも可能。

## 2 その他負担金の計算方法

### (1) 追加費用負担金…e

4月1日時点での標準報酬月額 (厚生年金保険料) の総額 × 12 × 負担金率

### (2) 特定健診負担金…h

特定健診負担金の単価 × 組合員数

※ 標準報酬月額については、第 9 章 標準報酬 (9-1 頁～) を参照

※ 標準期末手当等額については、第 9 章 標準報酬 (9-34 頁) を参照

※ 負担金率については、通知及びホームページでご確認ください。

## 第4節 納付期間

## 1 例月給与における掛金(保険料)及び負担金

原則として、掛金(保険料)を徴収する期間は、組合員となった月から組合員の資格を喪失した日(退職日等の翌日)の属する月の前月までとなります。したがって、資格取得した日が月の初日及び月の中途に関わらず、その月の掛金は徴収することとなります。また、月末に退職した場合は、その月の掛金(保険料)を納付することとなりますが、月の途中で退職した場合は、退職日の前月まで掛金を徴収することとなります。

なお、資格を取得した月と同一月の途中で資格を喪失した場合(組合員となった月と退職した月が同一月、かつ当該退職日が月途中)においては、月の中途の資格喪失であっても短期・介護掛金については徴収することとなります。

## 資格取得・喪失と例月給与にかかる掛金(保険料)の関係

区 分		資格情報(例)			掛金の徴収(結果)			
		資格 取得日	退職日等	資格 喪失日	退職等 年金	厚生 年金	短期	介護
採 用	月初日	R4.4.1	—	—	R4.4 ○	R4.4 ○	R4.4 ○	R4.4 ○
	月中途	R4.4.15	—	—	R4.4 ○	R4.4 ○	R4.4 ○	R4.4 ○
退 職	月末	H11.4.1	R4.3.31	R4.4.1	R4.3 ○	R4.3 ○	R4.3 ○	R4.3 ○
	月中途	H10.4.1	R4.3.12	R4.3.13	R4.3 ×	R4.3 ×	R4.3 ×	R4.3 ×
同一月の資格 取得・喪失	月末 喪失	R4.4.15	R4.4.30	R4.5.1	R4.4 ○	R4.4 ○	R4.4 ○	R4.4 ○
	月中途 喪失	R4.4.1	R4.4.25	R4.4.26	R4.4 ×	R4.4 ×	R4.4 ○	R4.4 ○
他支部へ引き続き異動		H11.4.1	R4.7.26	R4.7.27	R4.7 ○	R4.7 ○	R4.7 ○	R4.7 ○

※○…徴収する、×…徴収しない

## 2 期末手当等における掛金(保険料)及び負担金

原則として、期末手当等が支給されるごとに掛金は徴収されますが、当該期末手当等が支給される月に組合員資格を喪失している場合は徴収されません。

ただし、資格喪失後に期末手当等が支給され、かつ当該支給日の属する月に他の共済組合の資格を取得した場合は、当該期末手当等を支払った給与支給機関が掛金(保険料)を公立学校共済組合へ納付する必要があります。

(例 1) 組合員が 6 月 11 日に資格喪失 (6 月 10 日退職) し、同月 26 日から他共済の組合員となった場合

	6/1	6/11	6/26	6/30
		喪失	取得	6/30期末勤勉支給
	公立学校共済組合		市町村共済	
例月掛金	6 月分×		6 月分○	7 月分○
期末掛金	6 月分○			

(例 2) 組合員が 11 月 5 日に資格喪失 (11 月 4 日退職) し、12 月 15 日から他共済の組合員となった場合

	11/1	11/5	12/10	12/15
		喪失	12/10期末勤勉支給	取得
	公立学校共済組合			市町村共済
例月掛金	1 1 月分×			1 2 月分○
期末掛金		1 2 月分○		

### 3 介護掛金及び負担金の取扱い

介護掛金及び負担金は、40 歳到達の日 (40 歳の誕生日の前日) の属する月から 65 歳到達の日 (65 歳の誕生日の前日) の属する月の前月まで徴収することとなります。

例) 10 月 1 日誕生日の場合

40 歳到達 = 9 月 30 日

65 歳到達 = 9 月 30 日

8 月	9 月	10 月	11 月			8 月	9 月	10 月	11 月
—	○	○	○			○	—	—	—

## 第5節 免除制度

掛金(保険料)には次の1～3のような免除等の制度があり、免除にあたっては組合員の申し出が必要となります。また、負担金も掛金(保険料)に相当する部分が免除されます。

- 1 産前産後休暇期間にかかる掛金免除
- 2 育児休業期間にかかる掛金免除
- 3 国内に住所を有しない等による介護掛金の不徴収

これらの掛金(保険料)免除制度は、主として対象者への金銭的負担の軽減を目的としているため、免除することにより年金などの長期給付、又は育児休業手当金などの短期給付へ不利益が生じることはありません。

なお、掛金(保険料)免除は上記の3点に限定されたものであり、休業等の理由により例月給与の一部又は全部が支給されなくなった場合であっても、掛金(保険料)は免除とならず、納付義務が生じることとなります。

### 1 産前産後休暇期間にかかる掛金免除

産前産後休暇(以下、「産休」という。)を取得している組合員の産休期間のうち、一部の期間にかかる掛金を免除することが出来ます。(実際の産休期間すべてにかかる掛金が免除とはなりません。)免除にあたっては、福岡支部総務係へ申し出が必要となります。

#### (1) 免除となる期間

次の、①免除開始月から、②免除終了月までの掛金が免除となります。ここでいう初日と終了日は、実際の産休期間の初日と終了日とは異なります。

##### ① 免除開始月

出産日と出産予定日との関係で免除開始月は異なります。

ア 出産日が予定日以前の場合

初日(出産日を含んだ前6週(前42日)の日)の属する月

イ 出産日が予定日より後の場合

初日(出産予定日を含んだ前6週(前42日)の日)の属する月

※ 多胎妊娠の場合は、42日を98日と読替えます。

※ 初日が産休開始日より前の場合、実際の産休開始日の属する月が免除開始月となります。

※ 初日は、出産日(予定日)を含んだ42日前のため、出産日(予定日)から41日を引き算します。

##### ② 免除終了月

終了日(出産日を含まず後8週(56日)にあたる日)の翌日の属する月の前月まで

#### (2) 免除となる掛金(保険料)及び負担金

退職等年金給付、厚生年金、短期、介護、子ども・子育て支援の掛金相当部分

※ 上記以外の負担金は免除となりません。

#### (3) 事務手続

所属所長を通じて福岡支部総務係へ次頁①の書類を提出してください。なお、出産日等を入力し申出書を作成できるファイルをホームページに掲載していますのでご活用ください。

「手続きナビ > 共済制度に関する手続き > 組合員に関する手続き > 産前産後休暇期間の掛金免除の取扱い」

① 提出書類

書類等	備考
産前産後休業掛金免除申出書	8-17 頁
産前産後休暇の期間すべてがわかるもの	・ 休暇等承認簿 (コピー可) ※電子決裁の場合は、承認決裁画面の写し
子の出産日がわかるもの	・ 出産証明書又は住民票の写し (コピー可)
※ 多胎の場合 出産人数がわかるもの	・ 出産費用明細書 (コピー可) ※出産証明書で多胎であることがわかる場合は不要
※出産予定日よりも後に出産した場合 出産予定日が明示された医師等の証明書	・ 出産予定日証明書 など (コピー可) ※医療機関と取り交わした直接支払制度合意文書など医師が証明したことがわかる書類であれば可

② 提出時期

出産後に福岡支部給付係に提出する出産費請求と同時に福岡支部総務係へ提出してください。出産後の申し出となるため、遡って免除となった掛金は例月給与と併せて還付されます。

ただし、給与支給機関が福岡県以外の場合は、出産前に事前の申し出することも可能です。事前の申し出にあたっては、必要書類を提出するとともに、給与支給機関と福岡支部総務係へ連絡してください。なお、当該出産後に出産日が確定した場合は、申し出変更の手続のために再度必要書類を提出する必要があります。

(4) 免除期間の事例 (単胎の場合)

区分	日付等	〔例1〕 出産予定日 以前の出産	〔例2〕 出産予定日 後の出産	〔例3〕 初日が 産休開始日以前
出産情報	① 産休開始日	R4.11.10	R4.12.10	R4.11.10
	② 出産予定日	R5.1.4	R5.1.30	R4.12.1
	③ 出産日	R4.12.26	R5.2.3	R4.11.30
結果	④ 初日	R4.11.15 (③出産日-41日)	R4.12.20 (②出産予定日-41日)	R4.11.10 (① > ③-41より①)
	⑤ 終了日	R5.2.20 (③出産日+56日)	R5.3.31 (③出産日+56日)	R5.1.25 (③出産日+56日)
	⑥ 免除期間	R4.11~R5.1	R4.12~R5.3	R4.11~R5.12
備考		R5.2 は免除対象外 (終了日が月中途)	R5.3 は免除対象 (終了日が月末)	R5.1 は免除対象外 (終了日が月中途)

※ 多胎の場合は、初日の除算数 41 日を 97 日と読替えます。

## 2 育児休業期間にかかる掛金免除

法令に基づき、組合員が育児休業の承認を受けた時は、掛金（保険料）を免除することが出来ます。免除に当たっては、福岡支部総務係へ申し出が必要です。

### (1) 免除となる期間

#### ① 育児休業等を開始した日と終了する日の翌日の属する月が異なる場合

対象となる育児休業等の期間については、「育児休業等を開始した日の属する月」から「終了する日の翌日が属する月の前月までの月」となります。ただし、育児休業等の期間が1月以下である場合は、期末手当等に係る掛金等は対象とはなりません。

#### ② 育児休業を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同じ場合

当該月における育児休業等の日数として計算した期間<sup>(注1)</sup>が14日以上である場合<sup>(注2)</sup>については、掛金等は免除の対象となります。

(注1) 「14日以上」の計算方法については以下ア～ウのとおりです。

ア その育児休業等を開始した日の属する月における「当該育児休業を開始した日」から「当該育児休業を終了する日」までの期間の日数とする。

イ 同じ月に複数の育児休業等を取得する場合は、これらの育児休業等につきそれぞれアにより計算した日数を合算して得た日数とする。

ウ 土日等の休日を含む場合が含まれても差し引かない。

(注2) 「14日以上」の要件は、開始日と終了日の翌日が同一月内の場合にのみ適用されるため、育児休業等の開始日と終了日の翌日が異なる月の場合には適用されません。なお、この場合の育児休業等の期間は1月以下となるので、期末手当等に係る掛金等は免除の対象外です。

#### ③ 連続する2以上の育児休業等をしている場合

組合員が連続する2以上の育児休業等をしている場合は、育児休業期間中の掛金等免除については、その全部を1つの育児休業等とみなして判断します<sup>(注)</sup>。

(注) 組合員が2以上の育児休業等をしている場合であって、1の育児休業等の終了した日とその次の育児休業等を開始した日との間に当該組合員が勤務した日がない場合もこれに準ずるものとなり、1つの育児休業等とみなします。

免除期間の事例

育児休業 終了日区分	①育児休業 開始日	②育児休業 終了日	②の翌日	免除期間	備 考
月の末日に 終了	R4.8.17	R5.5.31	R5.6.1	R4.8~R5.5	5 月分免除 ○ (終了日が月末)
月の中途に 終了	R4.8.17	R5.5.9	R5.5.10	R4.8~R5.4	5 月分免除 × (終了日が月中途)
開始日と終了日 の翌日が同月	R4.6.5	R4.6.25	R4.6.26	R4.6 (14 日以上)	6 月分免除 ○ 1 か月以下のため 期末手当は対象外
連続する 2 回の 育児休業	1 回目 R4.6.19 2 回目 R4.7.9	1 回目 R4.7.8 2 回目 R4.7.25	R4.7.26	R4.6	6 月分免除 ○ 1 か月を超えている ため期末手当も対 象

(2) 免除となる掛金(保険料)及び負担金

退職等年金給付、厚生年金、短期、介護、子ども・子育て支援の掛金相当部分

※ 上記以外の負担金は免除となりません。

(3-1) 事務手続き(給与支給機関が福岡県・福岡市(義務制)・北九州市(義務制)の場合 ※1)

① 新規で育児休業を取得する場合

育児休業掛金免除申出書兼育児休業手当金請求書(様式:3-97 頁)

※ 福岡支部給付係から自動送付

② 再度育児休業を取得する場合

ア 育児休業手当金請求ありの場合

育児休業掛金免除申出書兼育児休業手当金請求書(様式:3-97 頁)

※ 福岡支部給付係から自動送付

イ 育児休業手当金請求なしの場合

育児休業掛金免除申出書(様式:8-15 頁)

※ 福岡支部総務係へ提出(自動送付されません。)

③ 育児休業の期間を変更する場合

育児休業掛金免除変更申出書(様式:8-16 頁)

※ 福岡支部総務係へ提出(自動送付されません。)

(3-2) 事務手続き (給与支給機関が (3-1) ※1 以外の場合)

① 新規で育児休業を取得する場合

育児休業掛金免除申出書兼育児休業手当金請求書 (様式: 3-97 頁)

※ 福岡支部総務係へ提出 (自動送付されません。)

② 再度育児休業を取得する場合

ア 育児休業手当金請求ありの場合

育児休業掛金免除申出書兼育児休業手当金請求書 (様式: 3-97 頁)

※ 福岡支部総務係へ提出 (自動送付されません。)

イ 育児休業手当金請求なしの場合

育児休業掛金免除申出書 (様式: 8-15 頁)

※ 福岡支部総務係へ提出 (自動送付されません。)

③ 育児休業の期間を変更する場合

育児休業掛金免除変更申出書 (様式: 8-16 頁)

※ 福岡支部総務係へ提出 (自動送付されません。)

### 3 国内に住所を有しない等による介護掛金の不徴収

40 歳以上の組合員及び被扶養者は介護保険制度の被保険者となります。その中でも、40 歳以上 65 歳未満の組合員は介護保険制度上の第 2 号被保険者に区分され、介護掛金の納付義務が発生します。ただし、次のいずれかの場合は第 2 号被保険者であっても、介護保険制度適用除外となり、掛金が不徴収となります。

- ・国内に住所を有しない
- ・介護保険適用除外施設に入所している

(1) 不徴収となる掛金 (保険料) 及び負担金

介護の掛金相当部分

※上記以外の負担金は免除となりません。

(2) 事務手続き

上記のいずれかに該当する場合は、所属所長を通じて福岡支部総務係へ下記の書類を提出してください。

① 提出書類 介護保険第 2 号被保険者資格取得・喪失届 (様式: 8-13 頁)

※ 組合員が在外教育施設派遣、自己啓発休業及び配偶者同行休業等により海外に居住する場合 (帰国して国内に居住する場合) には、「介護保険第 2 号被保険者資格取得・喪失届」に基づいて介護掛金を徴収又は不徴収としますので、提出漏れがないよう注意してください。

介護保険第2号被保険者資格  
取得  
喪失 届書

組合員記号番号		公立福岡第 号		組合員氏名	
区分	取得 別 喪失	氏 名	生 年 月 日	取得・喪失 年 月 日	事 由
組 合 員	取 得 ・ 喪 失		年 月 日	年 月 日	1 身体障害者療護施設等に入所した 2 身体障害者療護施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った
被 扶 養 者	取 得 ・ 喪 失		年 月 日	年 月 日	1 身体障害者療護施設等に入所した 2 身体障害者療護施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った
	取 得 ・ 喪 失		年 月 日	年 月 日	1 身体障害者療護施設等に入所した 2 身体障害者療護施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った
<p>上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">公立学校共済組合福岡支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (記名押印又は署名)</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: center;">所属所長</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>					

組合員及び被扶養者が組合員資格取得の際、すでに介護保険第2号被保険者資格を喪失している場合には、「喪失」に○印を付してこの届書を提出してください。

「事由」欄の1～4いずれかに○印を付してこの届書を提出してください。

組合員又は被扶養者が40歳又は65歳に達したときには、提出の必要はありません。

# 記 入 例

○ 資格喪失届(海外に居住するようになった場合)

介護保険第2号被保険者資格 取得  
喪失 届書

組合員記号番号		公立福岡第1234567号		組合員氏名		公立 太郎	
区分	取得 別 喪失	氏 名	生 年 月 日	取得・喪失 年 月 日		事 由	
組 合 員	喪失	公立 太郎	昭和51年3月3日	令和○年4月5日 実際に海外で居住 を始めた日を記入		1 身体障害者療護施設等に入所した 2 身体障害者療護施設等を退所した ③ 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	
被 扶 養 者	取得 ・ 喪失	40歳以上65歳未満の被扶養者も一緒に海外に行く場合は、ここに記入してください。				1 身体障害者療護施設等に入所した 2 身体障害者療護施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	

○ 資格取得届(帰国して、日本国内に居住するようになった場合)

介護保険第2号被保険者資格 取得  
喪失 届書

組合員記号番号		公立福岡第1234567号		組合員氏名		公立 太郎	
区分	取得 別 喪失	氏 名	生 年 月 日	取得・喪失 年 月 日		事 由	
組 合 員	取得	公立 太郎	昭和51年3月3日	令和○年3月28日 実際に国内で居住 を始めた日を記入		1 身体障害者療護施設等に入所した 2 身体障害者療護施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった ④ 国内に住所を有するに至った	
被 扶 養 者	取得 ・ 喪失	40歳以上65歳未満の被扶養者も一緒に帰国した場合は、ここに記入してください。				1 身体障害者療護施設等に入所した 2 身体障害者療護施設等を退所した 3 国内に住所を有しなくなった 4 国内に住所を有するに至った	

※ 届出者の記名押印又は署名および所属長名を忘れないようにしてください。

## 育児休業等掛金免除申出書

組 合 員	氏 名		組 合 員 記 号 番 号	公 立 福 岡 第 号
	生年月日	年 月 日		
所 属 機 関	名 称			
	所 在 地			
育児休業中の掛金免除申出日			年 月 日	
育児休業等の期間		初 日	年 月 日	
		終 了 日	年 月 日	
育児休業に係る子の生年月日			年 月 日	
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律			
地方公務員等共済組合法施行規程 第164条の3の規定により、育児休業期間等に係る掛金の免除を申し出ます。				
公立学校共済組合福岡支部長 殿 年 月 日				
住所 申 出 者 氏名 (記名押印又は署名)				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日				
職名 所属所長 氏名				

※ 辞令等の写しを添付してください

## 育児休業等掛金免除変更申出書

組 合 員	氏 名		組合員 記号番号	公立福岡 第	号
	生年月日	年 月 日			
所属機関	名 称				
	所 在 地				
育児休業を開始した日				年	月 日
育児休業中の掛金免除申出日				年	月 日
育児休業が終了する日	変更前	年	月 日		
	変更後	年	月 日		
育児休業に係る子の生年月日				年	月 日
<p>地方公務員等共済組合法施行規程 第164条の3第3項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金免除の変更を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合福岡支部長 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 申 出 者 氏名 (記名押印又は署名)</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職名 所属所長 氏名</p>					

※ 辞令等の写しを添付してください



<記入例1 出産予定日より遅れて出産した場合>

産前産後休業掛金免除

申出書

産前産後休業掛金免除変更

組合員	氏名	公立 花子	組合員	公立福岡
	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	記号番号	第 〇〇〇〇〇〇〇 号
所属機関	名称	〇〇市立〇〇小学校	出産予定日前6週にあたる日を記入 ※出産予定日前6週が免除期間となるため、 <u>出産予定証明書</u> の写しを添付すること。	
	所在地	〇〇市〇〇町〇-〇		
産前産後休業の期間 <sup>(注)</sup>		初日	〇〇年 12月 22日	
		終了日	〇〇年 4月 11日	
産前産後休業の期間 <sup>(注)</sup> (変更後)		初日	年 月 日 出産日後8週にあたる日を記入	
		終了日	年 月 日	
出産予定日			〇〇年 2月 1日	
出産日			〇〇年 2月 14日	
出産(予定)種別			単胎 . 多胎	
地方公務員等共済組合法施行規程 第164条の6 の規定により、産前産後休業期間に係る掛金免除(変更)を申し出ます。  公立学校共済組合福岡支部長 殿 〇〇年 2月 21日  住所 〇〇市立〇〇小学校 申出者 氏名 公立 花子 (公立) (記名押印又は署名)				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 〇〇年 2月 21日  職名 〇〇市立〇〇小学校長 所属所長 氏名 〇〇 〇〇				

(注) 「産前産後休業の期間」は、掛金が増除になる期間を記入してください。

【添付書類】

- ① 産前産後休業の期間を証明するもの(休業等届・承認簿の写し、特別休業申請書の写し 等)
- ② 子の出産日及び出産人数を証明するもの(出産証明書の写し、住民票の写し 等)

※出産予定日より遅れて出産した場合は、出産予定日前6週が免除期間となるため、出産予定日を証明するものを添付すること(医療機関と取り交わした直接支払制度合意文書の写し など医師が証明したことがわかる書類であれば可)

<記入例2 出産予定日より早く出産した場合>

産前産後休業掛金免除

申出書

産前産後休業掛金免除変更

組合員	氏名	公立 花子		組合員	公立福岡
	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日		記号番号	第 〇〇〇〇〇〇〇 号
所属機関	名称	〇〇市立〇〇小学校			
	所在地	〇〇市〇〇町〇-〇		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     出産日前6週にあたる日を記入                 </div>	
産前産後休業の期間 <sup>(注)</sup>		初日	〇〇年 12月 31日		
		終了日	〇〇年 4月 7日		
産前産後休業の期間 <sup>(注)</sup> (変更後)		初日	年 月 日 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     出産日後8週にあたる日を記入                 </div>		
		終了日	年 月 日		
出産予定日				〇〇年 2月 22日	
出産日				〇〇年 2月 10日	
出産(予定)種別				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">                     単胎                 </div> . 多胎	
<p>地方公務員等共済組合法施行規程 第164条の6 の規定により、産前産後休業期間に係る掛金免除(変更)を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合福岡支部長 殿 〇〇年 2月 21日</p> <p style="text-align: right;">住所 〇〇市立〇〇小学校</p> <p style="text-align: right;">申出者 氏名 公立 花子 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">公立</span></p> <p style="text-align: right;">(記名押印又は署名)</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>〇〇年 2月 21日</p> <p style="text-align: right;">職名 〇〇市立〇〇小学校長</p> <p style="text-align: right;">所属所長</p> <p style="text-align: right;">氏名 〇〇 〇〇</p>					

(注)「産前産後休業の期間」は、掛金が免除になる期間を記入してください。

【 添付書類 】

- ① 産前産後休業の期間を証明するもの(休暇等届・承認簿の写し、特別休暇申請書の写し 等)
- ② 子の出産日及び出産人数を証明するもの(出産証明書の写し、住民票の写し 等)

※出産予定日より遅れて出産した場合は、出産予定日前6週が免除期間となるため、出産予定日を証明するものを添付すること(医療機関と取り交わした直接支払制度合意文書の写し など医師が証明したことがわかる書類であれば可)